平成２６年（フ）第２０号
石川県珠洲市蛸島町ナ部12番地
破産者　蛸島遠洋漁業生産組合
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所輪島支部

平成２６年（フ）第２０２０号
名古屋市名東区本郷３丁目134番地
破産者　タックワン株式会社
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２７８号
名古屋市東区矢田１丁目７番18号
破産者　有限会社アンノ
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７７６号
愛知県常滑市坂井字藪下３番地の１
破産者　有限会社花味
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０５６号
大阪市福島区福島１丁目６番27号
破産者　三ッ星帳簿有限会社
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２９７号
大阪市中央区南船場１丁目12番26号
破産者　有限会社アドレナリン
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４１７号
大阪府門真市舟田町12番１号　メゾン中道303号、開始決定時の住所大阪府門真市一番町10番６―207号
破産者　天野　　勇
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７５号
堺市南区檜尾3092番地
破産者　アルビンハウス株式会社
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４０号
香川県高松市兵庫町７番地１
破産者　株式会社トップエー
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１３２号
青森県八戸市下長２丁目17番19号
破産者　有限会社大伸石材
1　決定年月日　平成27年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第１４９号
愛知県豊橋市王ヶ崎町字上原１番地18（６―207）
破産者　小崎　直美
1　決定年月日　平成27年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第２１２号
三重県いなべ市大安町石榑東2961番地25　ハイツリバーアイランドＤ棟１Ｂ、旧住所　三重県亀山市関町木崎1234番地　ルシミエントＢ棟211号
破産者　大橋　一照
1　決定年月日　平成27年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第２６３号
三重県四日市市北浜町12番15号
破産者　木下　正昭
1　決定年月日　平成27年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第２７号
三重県四日市市川島町7300番地２
破産者　田中　佳夫
1　決定年月日　平成27年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第２８号
三重県四日市市ときわ４丁目８番16号　ソレアードＫ・Ｓ・405
破産者　堤　　正典
1　決定年月日　平成27年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第８７号
三重県三重郡菰野町大字小島2469番地１　ＫＯＭＯ110、前住所三重県員弁郡東員町笹尾西四丁目14番12
破産者　佐藤　秀雄
1　決定年月日　平成27年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第２６９号
滋賀県甲賀市土山町大野6523番地
破産者　木田住建株式会社
1　決定年月日　平成27年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４８０号
京都市左京区岩倉幡枝町1463
破産者　株式会社バンテック．ＩＳ
1　決定年月日　平成27年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２７９号
神戸市東灘区魚崎北町６丁目５番10号
破産者　株式会社ＢＵＺＥＮ
1　決定年月日　平成27年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３号
香川県仲多度郡琴平町230番地の５
破産者　株式会社丸吉デパート
1　決定年月日　平成27年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第６８７号
福岡県春日市上白水７丁目167番地
破産者　有限会社建築工房遊
1　決定年月日　平成27年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部